

## 防衛医科大学校達第16号

施設委員会に関する達を次のように定める。

昭和61年12月10日

防衛医科大学校長 菊池 順一郎

### 施設委員会に関する達

改正 平成元年 5月29日達第 4号  
平成 7年 3月31日達第 1号  
平成 8年10月 1日達第10号  
平成18年 3月31日達第 3号  
平成19年 3月28日達第 4号  
平成28年 3月31日達第 9号  
平成29年 3月30日達第 3号  
令和 2年 3月30日達第 7号  
令和 3年 3月31日達第 3号  
令和 5年 6月30日達第 3号

(目的)

**第1条** 防衛医科大学校（以下「大学校」という。）における施設の計画的整備に資するため、防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）の諮問機関として施設委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査・審議し、学校長に対し必要な事項を答申及び報告する。

- (1) 中長期施設整備計画に関すること。
- (2) 中長期施設整備計画に基づく年度計画に関すること。
- (3) その他学校長が諮問する施設整備に関すること。

(構成)

**第3条** 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副校長（企画・管理担当）をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副校長（教育担当）
- (2) 副校長（診療担当）
- (3) 副校長（学生・防衛医学研究担当）
- (4) 事務局総務部長
- (5) 事務局企画部長
- (6) 医学教育研修センター長
- (7) 学生部長
- (8) 図書館長

(9) 病院副院長（管理・運営担当）

(10) 防衛医学研究センター長

（開催）

**第4条** 委員長は、必要に応じその都度、委員会を招集し、その審議を主宰する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を審議することはできない。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を行うものとする。

（部会）

**第5条** 委員会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれの部会は、右欄に掲げる施設を対象として、第2条各号に掲げる事項について調査審議する。

部 会 名	部 会 長	庶務担当課	対 象 施 設
管理運営用施設部会	事務局 総務部長	事務局 総務部 総務課	管理運営用施設及び他の部会の調査審議の対象に属さない施設
教育研究用施設部会	医学教育研修センター 長	医学教育研修センター 事務部	主として教育研究のための使用する施設（図書館の当該施設を含む。）
訓練、学生用施設部会	学生部長	学 生 部 学 生 課	主として訓練、課外活動及び学生生活のため使用する施設
医療用施設部会	病院副院長 （管理・運営担当）	病院事務部 病院運営課	主として医療のため使用する施設

2 部会は、部会長及び部会委員をもつて構成する。

3 部会委員は、部会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務をつかさどり、第1項の調査審議の結果を、原則として毎年1月末までに委員会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を行うものとする。

（総合部会）

**第6条** 前条第1項の各部会の調査審議の結果を全体的に調整、整理するため、委員会に総合部会を置く。（ただし、第7条に規定する中央診療施設調整部会が担当するものを除く。）

2 総合部会は、総合部会長及び総合部会委員をもつて構成する。

- 3 総合部会長は、企画部長をもって充てる。
- 4 総合部会委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 事務局総務部総務課長
  - (2) 事務局企画部主計課長
  - (3) 事務局企画部管理施設課長
  - (4) 医学教育研修センター事務長
  - (5) 学生部学生課長
  - (6) 病院事務部長(中央診療施設調整部会)

**第7条** 中央診療施設整備の検討と中央診療施設整備に関する施設整備に関する検討を整合性を確保しながら進める目的で、これらを全体的に調整、整理するため、委員会に中央診療施設調整部会を置く。

- 2 中央診療施設調整部会は、中央診療施設調整部会長、中央診療施設調整副部会長及び中央診療施設調整部会委員をもって構成する。
- 3 中央診療施設調整部会長は、企画部長をもって充てる。
- 4 中央診療施設調整副部会長は、総務部長、医学教育研修センター長、病院副院長（管理・運営担当）をもって充てる。
- 5 中央診療施設部会委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 総合部会委員
  - (2) 事務局企画部企画課長
  - (3) 病院事務部病院企画調整官
  - (4) その他学校長が指名した者
- 6 中央診療施設調整部会は、必要に応じ開催する。  
(各部会の運営)

**第8条** 各部会には、説明、意見陳述及び資料提供のため各部会委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(答申及び報告の時期)

**第9条** 答申及び報告は、毎年2月末までに行うことを通例とする。

(業務運営計画との関連)

**第10条** 大学校の業務運営計画における施設整備は、原則として第2条の中長期施設整備計画及び年度計画に含まれる事項に限るものとする。

(庶務)

**第11条** 委員会、総合部会及び中央診療施設調整部会の庶務は、企画部管理施設課において行う。

(委任規定)

**第12条** この達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この達は、昭和61年12月10日から施行する。

**附 則**

この達は、平成元年5月29日から施行する。

**附 則**

この達は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

この達は、平成8年10月1日から施行する。

**附 則**

この達は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この達は、平成19年3月28日から施行する。

**附 則**

この達は、平成28年3月31日から施行する。

**附 則**

この達は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この達は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この達は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この達は、令和5年7月1日から施行する。